

【連載】

# 佐高信の 新・政経外科



イラストレーション/いわぼり けん

## 池上彰との丁々発止対談

前略 池上彰様

新刊の『週刊金曜日』編「安倍政治と言論統制」(金曜日)に収録した私との対談に、応じてもらってありがとうございます。

「週刊金曜日」にも一部掲載したいと思いましたが、よく引き受けてくれたなど感謝しています。

「偏らない意見って何？」

今、ジャーナリストに求められるもの」と名づけられた対談は、池上さんの、

「佐高さんの本を読んでいると、よく私への批判が書いてありますね」

というジャブから始まりました。

それを受け流して、私は池上さんが特定秘密保護法に反対する署名になぜ名前を出さなかったかと尋ねました。たとえば鳥越俊太郎さんや岸井成格さん、そして田原総一朗さんまでが声をあげたのに、と思つたからです。それに対して池上さんはこう言いまし

たね。

「テレビ番組で特定秘密保護法について解説する立場の者が『反対だ』と言つたら、視聴者から『ああ、この人は反対の立場から解説してるんだな』って見られてしまうことを恐れて、といますか。『それではいけない』という思いがあつて参加しなかったんです。個人的な思いはいろいろありますけど」

あの場では言いませんでしたが、あとで、では池上さんは国会での賛成討論や反対討論をどう考えているのかな、と思つていました。立場をはっきりさせて説得するのは自分の任ではない、と池上さんは答えるのでしょうか。

### 「NHK的」姿勢があるのかもしれない

ある番組で自分が紹介した本が翌日売り切れになつて、(自分の影響力が)恐くなつた、とも池上さんは言つていました。ジャーナリストな

ら、ある程度、それを引き受けなければならぬのではありませんか。

それは自分に対する「過剰な期待」だと池上さんは言います。私はそれを増上慢とは反対の卑下慢だと皮肉りました。あるいは池上さんには自身の「NHK的」姿勢があるのかもかもしれません。それについて池上さんは、

「私はNHKに入ったときから徹底的にそれだけを叩き込まれました。要するに、『自分の意見を言つてはいけない』『NHKとして偏つたことを言っちゃいけない』いろいろな多様な意見を客観的に伝えていくんだ」ということです。私は評論家でもコメントターターでもない、ジャーナリストですから、『事実を伝えるんだ』っていう形ですと原稿を書いてきました。それがあるとき突然、『キヤスターになれ』と言われたわけです。それでも、やっぱりあくまで私は『伝え手』であつて、『自分

が意見を言うべきでない』というのを徹底しています」と言いましたね。

「それは池上さんの中で、稀木にかけられるような感じはなかったんですか？」  
と私が尋ねると、  
「稀木にかけられるようなことではないですけど、場合によっては不自由だと感じることはあります。でもその一方で、偉そうに私ごときの個人的な意見を言う立場にないと思つています。私は自分に自信がありません。何か意見を言つたりしても、実は自分とんでもなく間違つてるかもしれないから」

と池上さんは答えました。  
「もちろんそういう性格は私も好きですよ」と私が受け、「私も同じ性格ですから」と続けたら、池上さんは、  
「えー……。うそー。ー」

と大仰に驚きました。そして「爆笑」となりましたが、その反応はいささか心外ながら、丁々発止という感じで、私には実り多い1時間半でした。ありがとうございました。

北海道新聞社(道新)で昨年12月、自社従業員の言論活動を制限しかねない規定の新設が決まった。運用が始まれば、記者による他メディアへの執筆や出演、ネットの書き込みなどに事前の申請が必要になり、場合によっては検閲まがいの内容確認を求められることにもなる。組合などの抵抗で今年2月施行の予定は見送られたが、同社はあくまで「当面延期」の構えで、規定新設へのめり姿勢を崩していないようだ。

### 取材資料の提供も

昨年12月16日に新規定の施行予定を知った道新労働組合(佐藤宏光中央執行委員長)は、その条文を一読して「問題を孕んでいる」と受け止めた。

道新はこの日までに、従業員の「社外言論活動」についての新ルールを設けることを決め、全8条の「社外活動に関する規定」をまとめた。労組への説明に際しては、今年2月1日からの運用開始を半ば決定事項として伝えており、施行後に使うことになる申請用紙の雛型まで用意していた。

規定では、「社外言論活動」を次のように定義している。  
①社外メディア向けの取材や執筆、出演など(ブログやSNSへの投稿を含む)

# 北海道新聞社が「言論の自由」制限へ秒読みか

## 社外活動を規制する新ルール導入へ 小笠原淳

政府によるメディアへの圧力が露骨になっているなか、メディアの側も、言論を制限する動きが強まってきた。



創業1887年、創刊1942年の北海道新聞・札幌本社。(撮影/小笠原淳)

②講演会や討論会のパネリストなどの活動

③社外の審議会や委員会への参加

④大学講師などの活動

記者など従業員がこれらの社外活動をする時には、着手する日の7日前までに「社の承認を受けなくてはならない」という。活動の内容によっては承認が得られないこともあり、「社の名誉や信用を低下・失墜させ、または社に損害を与える」ものや「社の秘密事項を開示・公表する」ものなどがそれにあたる。さらには、承認された場合でも「資料」や「原稿」「出演録画」などの提出を求められることがあるという。

このルールは、匿名やペンネームでの活動にも適用される可能性がある。規定条文には、承認申請の対象として次のようなケースが示されているのだ。

「表現内容から社員と容易に類推され、読者・視聴者等に社員の職務活動ないしは社の業務活動との印象・認識を与えるおそれのある場合(第3条2)」

規定には罰則があり、違反者は処分の対象になるとされた。徹底した事前承認制に、道新労組は懸念を表明。役員の一人は取材に對し「社外活動を把握したいなら届け出制で十分」と訴える。「これは社外活動を原則禁止し、

会社が承認したものだけ認めるという意味になる。言論の自由はもっとも重要な基本的人権の一つです。規定では社員の言論表現の自由が制限されることとなります」

道新労組と会社側との協議は、今年1月19日に再び設けられた。「この内容では社員の反発を招く」と訴える労組に対し、会社は「社に対する社会的信頼の維持」などを強調、規定の必要性を説き続けた。労組役員が具体例を挙げて「たとえば動物園を取材し、記事にはならないような他愛ない話を聞いた。これを動物園ファンのツイッターなどに書き込む場合は」と訊ねた際も「事前申請が必要だ」と答えが返されている。

編集委員有志9人が規定撤回を求める「アピール」を発表したのは、その6日後の25日。有志は「そもそも規定が編集局内で広く議論されたことはありません」と、規定案ができた経緯がはつきりしないことを指摘、社内周知の不足も問題とし、「拙速な実施には同意できません」と強く抵抗した。

労組との二度にわたる話し合いを経て2月1日運用開始の方針を崩さなかった会社側は、「アピール」直後の27日に突然、延期を発表する。規定施行予定日の5日前のこと、労組が改めて延期を申し入れようとした矢先だったとい

う。経営企画局長名で作られた通知文には、延期の理由が次のように記された。

「社員の理解が十分に進んでおらず、このまま実施することは、社内は無用の誤解と混乱を招く恐れがあると判断した」

同日中に会社から説明を受けた労組は、規定の抜本的見直しを求めた。延期決定には一定の評価を与えている一方で、役員一人は「現時点で労使関係に対立は生じていない」との考えを示している。言論統制を疑われかねない規定の新設は、結果として回避された。同様の「誤報」は「北海道新聞」を含む他紙も手がけていたこととなるが、「朝日」のような検証や訂正に至るまでには時間がかかった。10月23日、そこを突いた「公開質問状」が道新に寄せられる。「読者に対して紙上で説明する責務がある」と迫った質問の主は「日本会議」北海道本部。当時の事情を知る人は語る。

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

た。同様の「誤報」は「北海道新聞」を含む他紙も手がけていたこととなるが、「朝日」のような検証や訂正に至るまでには時間がかかった。10月23日、そこを突いた「公開質問状」が道新に寄せられる。「読者に対して紙上で説明する責務がある」と迫った質問の主は「日本会議」北海道本部。当時の事情を知る人は語る。

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

ム「異聞風聞」。編集委員が自由に筆を振るうオピニオン欄で、扱う話題は政治からスポーツまで幅広い。一昨年11月、同欄に掲載されるはずだった「日本の原稿が『ポツ』」になった。森鷗外の短編「鼠坂」を引き、日本が外地で行なった数々の戦時性暴力を考える内容だった。

その年8月、「朝日」が「吉田証言」に基づく過去の従軍「慰安婦」関連の記事を誤報と判断、紙面を大きく割いて検証記事を掲載し

代が萎縮する可能性を心配し、記者らの自由な言論活動が縮小していくおそれを指摘した。

## 社外言論規制で危惧される 批判精神の衰退 梓澤和幸

北海道新聞社（道新）など報道機関の社外言論活動規制は、いまいかなる影響を持つかについて述べる。

マスメディアによる従業者への社外言論規制は、その会社の報道、論評にどんな影響を与えるか。複数の会社の記者に取材したうえ考察した。

報道各社は競争法、原稿、改憲などの問題では、論評と報道の方向性をもつ。問題は社内多数派、すなわち経営者、編集幹部と、現場記者の意見が対立までいかずとも相違したときだ。それは日々

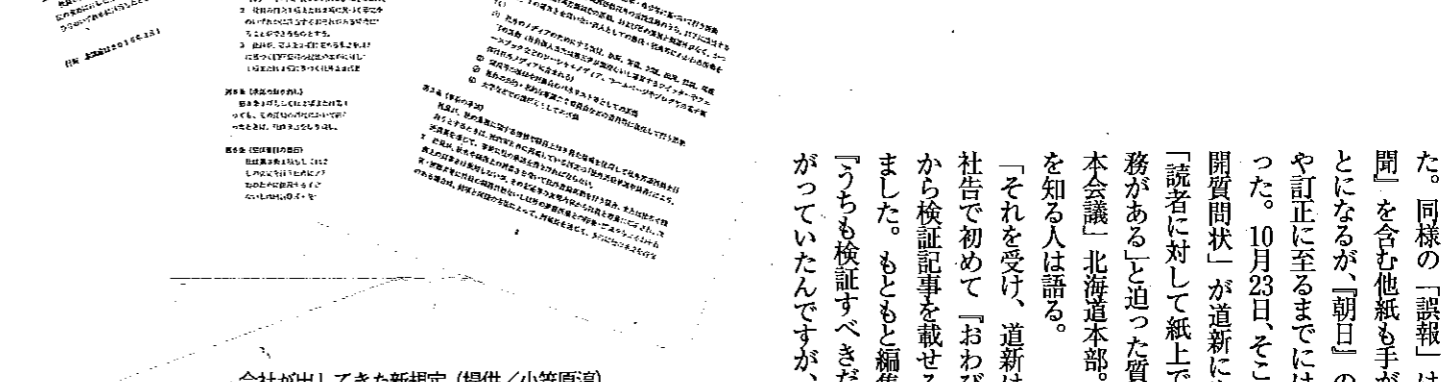
メディアの中立性に反するとの理由（または口実）、会社の経営上の都合で紙面化、番組化されないこともある。そのような場合、記者は社外言論という手段に訴えることもある。肩書きなし、匿名であったり道新規定のような規範では、規制がかかる可能性はある。

社内では通らない報道、論評の公表が事前許可制なのだから、幹部の意見、顔色を窺う文化が蔓延する。もともと「下から上に突き上げる」のが新聞社の当たり前の雰囲気だった。空気を読め「忖度せよ」が当たり前になれば、公式発表に依存しない調査報道を行なう精神的体力が弱まる。

この出来事をこの数年における政権によるメディア規制という歴史の文脈においてみるとどうか。

安倍政権は2013年、特定秘密保護法を強行可決した。国家公務員法では、守秘義務違反に対する処罰は1年以下であった。特定秘密保護法ではそれが10年となった。内部告発を働きかける取材行為に捜査機関からの介入を招く規定も入った。安保問題、原発問題、テロ捜査、改憲をめぐる問題の取材と報道には重圧がかかっている。

加えて政権による露骨な表現規制が続



会社が出してきた新規定。(提供/小笠原真)

た。同様の「誤報」は「北海道新聞」を含む他紙も手がけていたこととなるが、「朝日」のような検証や訂正に至るまでには時間がかかった。10月23日、そこを突いた「公開質問状」が道新に寄せられる。「読者に対して紙上で説明する責務がある」と迫った質問の主は「日本会議」北海道本部。当時の事情を知る人は語る。

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

「それを受け、道新は11月17日の社告で初めて『おわび』し、同日から検証記事を書くことになりました。もともと編集の現場では『うちも検証すべきだ』と声が上がっていたんですが、上層部は取

り合わなかった。それが、右派団体からの質問の直後におわび、検証。内部の声を黙殺しながら、外圧にはあつさり従った形です。しかも検証記事の掲載予定は編集の現場にほとんど伝えられず、ある日突然掲載されました。

ポツになった「慰安婦」関連のコラムは本来、それに先立つ11月9日に載る予定だった。執筆者の元編集委員・関正喜さん（61歳）が振り返る。

「原稿は前週の木曜日ごろまでに送るルールでした。その週は、送稿後の金曜夜になって会社から『載せられない』と電話があった。理由を訊いても『編集局長に訊いてくれ』の一点張り。私は『それなら局長が電話をしてくれるのが筋だ』と抗議し、相手は『局長に伝える』と答えたものの、掲載日の日曜まで何の連絡もなく、当たり前のようにコラムも掲載されませんでした。それで私は、コラム執筆から降りることにしたのです」

後日、局長は「電話しても繋がらなかった」と弁明したという。だが関さんの電話の履歴には、局長からも局長長からも着信があった形跡がない。その後、紙面担当局長長が「一部を手直しすれば掲載できる」と請け合ったが、12月25日に送った改定稿はつい陽の目を見なかつた。年が明けて1月

決定後の2月24日、規定新設の経緯について道新本社に取材を申し込むと、同経営企画局から3月4日付で次のような回答が返された。

「お答えは差し控えてさせていただきます。面会についても差し控えてさせていただきます」（法務広報担当）

おがさわら じゅん・ライター。

「東京新聞」「中国新聞」「西日本新聞」ほか、全国のプロック紙、県紙は秘密保護法、安保法制での堂々たる反対の論陣をほこった。注目されるのは、改憲反対、または改憲を慎重にせよ、との地方紙の論調である。その浸透力は2000年から3000万人とされる地方紙読者を念頭におくと、量・質とも強いものがある。弱腰の中央メディアと対比すると異彩を放つ。